

商業施設における入場者の整理等について

緊急事態措置における要請・協力依頼内容

人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を徹底

根拠法令【1,000㎡超の商業施設＝特措法第45条第2項】【百貨店の地下の食品売り場等＝特措法第24条第9項】【1,000㎡以下の商業施設＝法に基づかない協力依頼】

※生活必需物資販売は時短要請の対象外だが、入場整理等の要請については対象となることに留意

人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の具体的な内容

- ① 繁忙期の半数程度を入場者の目安とするなど、人数を制限し、混雑を回避
- ② ①の実践のため、取組事例を参考に人数管理、誘導等を実施

取組事例	<ul style="list-style-type: none">・ 入口、出口を絞ることで人数制限を行いやすくする・ 入客数をカウントし、目安を超えた場合には入場制限を行う・ グループでの入店を控えるよう呼びかけ・ 駐車場の一部閉鎖 等
------	---

- ③ 来店者に取組へのご理解とご協力をいただくため、HP等で取組内容を公表

このほか、☆フードコート等の感染対策の徹底

☆従業員等の「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室)における感染対策の徹底などの取組についても改めてお願いいたします。